

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。目次中「出納長」を「会計管理者」に、「第一款 保健環境センター（第三十四条の二―第三十四条の五）」を「第一款 削除」に、「食品工業技術センター」を「総合技術研究所」に、

「第一款の三 西部工業技術センター（第三百三十一条の六―第三百三十一条の十一）

第一款の四 東部工業技術センター（第三百三十一条の十二―第三百三十一条の十五）

第一款の五 農業技術センター（第三百三十一条の十六―第三百三十一条の十九）

第一款の六 畜産技術センター（第三百三十一条の二十―第三百三十一条の二十三）

第一款の七 水産海洋技術センター（第三百三十一条の二十四―第三百三十一条の二十七）

第一款の八 林業技術センター（第三百三十一条の二十八―第三百三十一条の三十一）

第一款の九 大学（第三百三十二条・第三百三十三条）

を「第一款の三から第一款の九まで 削除」に改める。

第二条第二項第二号中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六条の表県民生活部の部総務管理局の項中「大学企画管理室、私学振興室」を「学事室」に改め、同部危機管理局の項中「保安室」を「消防・保安室」に改め、同表福祉保健部の部総務管理局の項中「国保医療室」を「医療保険室」に改め、同表商工労働部の部産業振興局の項中「立地・物流推進室」を「企業立地促進室」に改める。

第八条財務局の部財政室の項第七号を次のように改める。

七 資金の運用及び調達に関する総合調整に関すること。

第八条財務局の部財産管理室の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導に関すること。

第八条財務局の部税務室の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 債権管理に係る指導に関すること。

第八条の二研究開発局の部研究開発推進室の項を次のように改める。

研究開発推進室

広島県立総合技術研究所に関すること。

第八条の三地域振興対策局の部交通対策室の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同部権限移譲推進室の項中第五号を削り、同部地域づくり推進室の項第二号中「（権限移譲推

進室の所掌に属するものを除く。」を削る。

第九条総務管理局の部文化・県民協働室の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 広島県立文化芸術ホールに関すること。

第九条総務管理局の部大学企画管理室の項を削り、同部私学振興室の項中「私学振興室」を「学事室」に改め、同項に次の四号を加える。

五 公立大学法人県立広島大学に関すること。

六 高等教育機関の設置推進等に係る総合調整に関すること。

七 県立広島大学運営協議会に関すること。

八 広島県公立大学法人評価委員会に関すること。

第九条危機管理局の部危機管理室の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号を第九号とし、第十五号を削り、同部保安室の項を次のように改める。

消防・保安室

一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に関すること。

二 消防の広域化に関すること。

三 火災予防事務に関すること。

四 広島県消防学校に関すること。

五 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく危険物の取締りに関すること。

六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に関すること。

七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に関すること。

八 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に関すること。（土木部総務管理局用地室の所掌に属するものを除く。）

九 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に関すること。

十 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）に関すること。

十一 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に関すること。

十二 広島県石油コンビナート等防災本部に関すること。

第十条総務管理局の部健康増進・歯科保健室の項に次の一号を加える。

九 広島県食育推進会議に関すること。

第十条総務管理局の部国保医療室の項中「国保医療室」を「医療保険室」に改め、同条保健医療部の部保健対策室の項第一号を次のように改める。

一 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他部及び福祉保健部中他室の所掌に属するものを除く。）

第十条保健医療部の部保健対策室の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条社会福祉部の部障害者支援室の項第十二号

中「広島県立身体障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立障害者リハビリテーションセンター」に改め、同項第十三号中「広島県立心身障害者コロニー」を「広島県立障害者療育支援センター」に改め、同部高齢者支援室の項第四号中「地域支援事業の指導」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 地域ケア整備構想の策定に関すること。

第十一条総務管理局の部商工労働総務室の項中第九号を第十三号とし、第四号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の四号を加える。

四 物流の効率化に関すること。

五 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関すること。

六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）に関すること。

七 流通施設に関すること。（農林水産部農水産振興局食品流通安全室の所掌に属するものを除く。）

第十一条総務管理局の部労働福祉室の項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）に関すること。

第十一条産業振興局の部立地・物流推進室の項中「立地・物流推進室」を「企業立地促進室」に改め、第六号から第九号までを削り、同部観光振興室の項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 ひろしま観光立県推進基本条例（平成十八年広島県条例第七十三号）に関すること。

九 広島県観光立県推進会議に関すること。

第十二条農水産振興局の部農業経営室の項第八号中「商工労働部産業振興局立地・物流推進室」を「商工労働部産業振興局企業立地促進室」に改め、同部農産振興室の項第七号を削り、同部畜産振興室の項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 畜産の生産構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

第十二条農水産振興局の部水産振興室の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 水産業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

第十二条農林整備局の部農業基盤室の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 農業生産基盤の資源保全に関すること。

第十二条農林整備局の部農村基盤室の項第二号中「農村」の下に「生活基盤」を加え、同部林業振興室の項中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 ひろしまの森づくり事業（環境貢献林の整備に係るものに限る。）に関するこ

と。

第十二条農林整備局の部森林保全室の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 ひろしまの森づくり事業に関する事。 (林業振興室の所掌に属するものを除く。)

第十四条総務管理局の部用地室の項第六号中「高速自動車国道」を「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線」に、「西日本高速道路株式会社」を「国土交通省」に改め、同条土木整備局の部道路河川管理室の項中第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の三号を加える。

六 砂防指定地の管理に関する事。 (砂防室の所掌に属するものを除く。)

七 地すべり防止区域の管理に関する事。 (農林水産部農林整備局土地改良室、農業基盤室及び治山室並びに砂防室の所掌に属するものを除く。)

八 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する事。 (砂防室の所掌に属するものを除く。)

第十四条土木整備局の部砂防室の項第一号中「こと。」の下に「道路河川管理室の所掌に属するものを除く。」を加え、同項第二号中「治山室」の下に「並びに道路河川管理室」を加え、同項第三号中「こと。」の下に「道路河川管理室の所掌に属するものを除く。」を加える。

第十四条の二都市事業局の部都市企画室の項第二号中「都市交通対策」の下に「及び移動円滑化の推進に関する総合調整」を加え、同部建築指導室の項第六号を次のように改める。

六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）に関する事。 (建築物に係るものに限る。)

第十四条の二都市事業局の部建築指導室の項第二十号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第十四条の三空港港湾事業局の部空港港振興室の項第五号中「地域振興部地域振興対策局交通対策室の所掌に属するものを除く。」を削る。

「第二節 出納長の事務組織」を「第二節 会計管理者の事務組織」に改める。

第十六条の見出し中「出納長室」を「会計管理局」に改め、同条第一項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に、「出納長の」を「会計管理者の」に、「出納長室」を「会計管理局」に改め、同条第二項中「出納長室」を「会計管理局」に、「出納長の」を「会計管理者の」に改める。

第十七条及び第十八条中「出納長室」を「会計管理局」に、「出納総務室」を「会計総務室」に改める。

第二十条第一項の表を

広島県職員委員会	地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の規定に基づき、副知事、出納長及び専門委員の懲戒の審査及び議決並びに出納長の分限に関する事務をつかさどる事。
----------	---

を

<p>広島県職員委員会</p>	<p>広島県情報公開・個人情報保護審査会</p>	<p>広島県個人情報保護審査会</p>
<p>地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の規定に基づき、副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどること。</p>	<p>一 広島県情報公開条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海産物調整委員会及び公営企業の管理者の諮問に及び行政不服審査法の規定に基づいて審議し、答申すること。</p> <p>二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、選挙管理委員会、警察本部長、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会、海産物調整委員会、及び公営企業の管理者の諮問に及び行政不服審査法の規定に基づいて審議し、答申すること。</p>	<p>一 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、選挙管理委員会、警察本部長、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会、海産物調整委員会、及び公営企業の管理者の諮問に及び重要な事項について調査する重要事項について調査に及び、この条例の運用に関する審議し、答申すること。</p> <p>二 住民基本台帳法の規定に基づき、知事が住民票コードの利用制限に違反している者に対して意見を述べ、命令を行う場合に、本人の調査の保有する事項を確認し、県の保有する事項を調査し、これら事項について知事に建議すること。</p>

を

に、

<p style="text-align: center;">廣島県個人情報保護審議会</p>	<p style="text-align: center;">広島県個人情報開示審査委員会</p>
<p style="text-align: center;">一</p> <p>規定に基き、個人情報保護法第17条第1項の趣旨を踏まえ、本条例の趣旨を達成するため、本条例の制定及び施行に当たっては、関係機関との連携を図り、必要に応じて意見聴取を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">二</p> <p>本条例の制定及び施行に当たっては、関係機関との連携を図り、必要に応じて意見聴取を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;">一</p> <p>本条例の制定及び施行に当たっては、関係機関との連携を図り、必要に応じて意見聴取を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">二</p> <p>本条例の制定及び施行に当たっては、関係機関との連携を図り、必要に応じて意見聴取を行うこととする。</p>

に、

私立学振興室	大学企画管理室	
広島県私立学校審議会	広島県公立大学人評価委員会	広島県立大学運営協議会
<p>私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づき、私立大学及び私立高等学校の設置及び認可、各種学校の設置及び認可、寄附行為の認可、その他これらに類する行為の認可、並びにこれらの学校に設置されるべき施設の設置及び認可、並びにこれらの学校の運営に関する事項について、知事から申請を受ける重要事項について、意見を述べ、必要事項について、知事に建議すること。</p>	<p>地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）の規定に基づき、公立大学法人の設置及び運営の実績に関する評価その他の業務の実績に関する評価その他の事項の処理をつかさどること。</p>	<p>県立広島大学設置及び管理条例第三十号（平成十六年広島県条例第九号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、同条例第二条に規定する基本的な方針に関する事項の審議するとともに、大学の運営及び研究並びに組織及び運営の状況について、評価を行うこと。</p>

を

学事室		
広島県公立大学 人評価委員 会	広島県公立大学 協議会	広島県私立学校 審議会
地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人の業務の実績に関する事項の処理を属すること。	公立大学法関係条例の整備に關する第六十三号（平成十八年広島県条例第六十三号）附則第九項の規定によりなおその効力を有するとされている県立広島大学設置及び管理条例（平成十六年広島県条例第三十九号）第九條の規定による県立広島大学の平成十八年度及び研究並びに組織及び運営の状況について評価を行うこと。	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づき、私立大学及び私立高等学校の設置及び認可、これら各私立学校の設置及び認可の寄附行為の認可その他のこれらの法人及びこれら私立学校を設置する法人の学校を設けること。知事が行う処分について意見を答申し、並びにこれら各私立学校の設置及び認可の寄附行為の認可その他のこれらの法人及びこれら私立学校を設けること。知事が行う処分について意見を答申し、並びにこれら各私立学校の設置及び認可の寄附行為の認可その他のこれらの法人及びこれら私立学校を設けること。

に、

危機管理局		
消防・保安室	危機管理局	
広島県石 油コンビ ナート等 防災本部	広島県国 民保護協 議会	広島県防 災会議
石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、知事の諮問に依りて国民の保護のための措置に關する重要事項を審議し、知事に意見を述べること及び知事が国民の保護に關する計画を作成又は変更するとき、その諮問に依りて審議し、知事に意見を述べること。	災害対策基本法の規定に基づき、地域の防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。

に、

危機管理局		
危機管理局		
広島県石 油コンビ ナート等 防災本部	広島県国 民保護協 議会	広島県防 災会議
石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、知事の諮問に依りて国民の保護のための措置に關する重要事項を審議し、知事に意見を述べること及び知事が国民の保護に關する計画を作成又は変更するとき、その諮問に依りて審議し、知事に意見を述べること。	災害対策基本法の規定に基づき、地域の防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。

を

第二十三条の表広島県広島地域事務所の部税務局の款税務管理課の項中「管理係」の下に「自動車取得税係」を加え、同款自動車取得税課の項を削り、同表広島県呉地域事務所の部農林局の款農村振興課の項中「農地利用係」を削り、同部建設局の款建築課の項中「検査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表広島県芸北地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「指導係」を削り、同部農林局の款農村振興課の項中「農地利用係」を削り、同款農村整備第二課の項中「事業第四係」を削り、同表広島県東広島地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「指導係」を削り、同部建設局の款用地課の項中「用地第三係」を削り、同款建築課の項中「検査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表広島県尾三地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「指導係」を削り、同部農林局の款農村整備第二課の項中「事業第二係」の下に「事業第三係」を加え、同款林務課の項中「基盤整備係」を削り、同部建設局の款都市建設課の項を削り、同表広島県福山地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「指導係」を削り、同部建設局の款都市建設課の項を削り、同款福山幹線道路建設事業所の項中「幹線道路第一係、幹線道路第二係」を「幹線道路係」に改め、同表広島県備北地域事務所の部厚生環境局の款福祉課の項中「指導係」を削り、同部建設局の款中

工務第一課	工務第一係、工務第二係
工務第二課	工務第一係、工務第二係
建築課	審査係、検査指導係

を

工務課	工務第一係、工務第二係、工務第三係
建築課	建築住宅係

に改める。

第二十六条第一項税務局の部税務管理課の項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

- 九 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の申告書（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）別表に掲げる広島運輸支局所管の自動車に係るものに限る。）の受付に関すること。

十 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四条の自動車税の徴収に関すること。

第二十六条第一項税務局の部自動車取得税課の項を削り、同条第一項建設局の部都市建設課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第二項建設局の部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第三項建設局の部維持管理課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第四項建設局の部工務課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」

を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第五項建設局の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同部維持課の項第三号及び第四号を削り、同部工務第一課及び工務第二課の項第二号中「都市建設課及び」を削り、同項に次の七号を加える。

三 市町の都市計画等の助言に関すること。

四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

五 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。

六 公共下水道過疎代行業業及びこれに関連する事業の実施並びに公共下水道過疎代行業業が実施されている市町の区域における下水道に関する都市計画事業及びこれに関連する事業の指導に関すること。

七 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

八 広島県立びんご運動公園の維持補修に関すること。

九 広島県立せら県民公園の維持補修に関すること。

第二十六条第五項建設局の部都市建設課の項を削り、同部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第六項建設局の部工務第一課及び工務第二課の項第二号中「都市建設課及び」を削り、同項に次の五号を加える。

三 市町の都市計画等の助言に関すること。

四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

五 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。

六 公共下水道過疎代行業業及びこれに関連する事業の実施並びに公共下水道過疎代行業業が実施されている市町の区域における下水道に関する都市計画事業及びこれに関連する事業の指導に関すること。

七 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

第二十六条第六項建設局の部都市建設課の項を削り、同部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第七項総務局の部総務課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 食肉衛生検査所の庶務に関すること。（経理課の所掌に属するものを除く。）

第二十六条第七項建設局の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同部工務第一課及び工務第二課の項中「工務第一課及び工務第二課」を「工務課」に改め、同部建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第二十八条中「第十一条」を「第十条」に改める。

第二十九条の表広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の部用地課の項中「用地第一係、

用地第二係」を「用地係」に改め、同部工務課の項中「都市計画係、災害対策係」を「工務第三係」に改め、同表広島県備北地域事務所農林局庄原支局の部農村振興課の項中、「農地利用係」を削り、同表広島県備北地域事務所建設局庄原支局の部中

工務第一課	工務第一係、工務第二係	を	工務課	工務第一係、工務第二係、工務第三係
工務第二課	工務第一係、工務第二係			

に改める。

第三十条第三項建築課の項第一号中「及び住宅金融公庫業務の審査及び判定用の公印」を削り、同項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第六項工務第一課及び工務第二課の項中「工務第一課及び工務第二課」を「工務課」に改める。
第三十一条第一項中「第十一条」を「第十条」に改め、同項の表中

広島県尾三地域事務所農林局	広島県尾三地域事務所農林局 広島中部台地総合開発事業所	世羅郡世羅町	県営土地改良事業 受託県営土地改良事業	世羅郡
	広島県尾三地域事務所農林局 三重井・三河農業水利改良事業所	尾道市古浜町	県営かんがい排水事業 県営畑地帯総合土地改良事業	三原市及び尾道市

を

に改め、同条第二項を削る。

広島県尾三地域事務所農林局	広島県尾三地域事務所農林局 三重井・三河農業水利改良事業所	尾道市古浜町	県営かんがい排水事業 県営畑地帯総合土地改良事業	三原市及び尾道市
---------------	----------------------------------	--------	-----------------------------	----------

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「第十一条」を「第十条」に、「国有土地改良財産三川ダム及び四川ダム」を「及び国有土地改良財産三川ダム」に改め、同条の表広島県福山地域事務所建設局の部を削る。

第三章第二節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第三十四条の二から第三十四条の五まで 削除

第三十八条保健課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一
号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十四号までを一
号ずつ繰り上げる。

第四十条中「第十一条」を「第十条」に改める。

第四十三条保健課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一
号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十四号までを一
号ずつ繰り上げる。

第四十五条の表を次のように改める。

名 称	目 的
広島県感染症診査 協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律（平成十年法律第百十 四号）の規定に基づき、知事の諮問に応 じ、感染症患者等に対する就業制限の通 知、入院の勧告、入院の期間の延長及び 結核患者が結核指定医療機関の医療を受 けるために必要な費用の県費負担に関す る必要な事項について審議し、並びに緊 急時に広島県感染症診査協議会に諮問し ないで行った就業制限の通知の報告及び 入院勧告の報告について意見を述べるこ と。

第五十一条中「第六条」を「第五条」に改める。

第五十三条中「第七条」を「第六条」に改める。

第五十七条第一項中「第五条」を「第四条」に改める。

第六十一条中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六十五条中「第九条」を「第八条」に改める。

第六十七条中「第十条」を「第九条」に改める。

第六十九条の表中

調整課	調整第一係、調整第二係
工務第一課	工務第一係、工務第二係
工務第二課	工務第一係、工務第二係

を

に改める。

調整課	調整係
工務課	工務第一係、工務第二係、工務第三係

第七十条工務第一課及び工務第二課の項中「工務第一課及び工務第二課」を「工務課」に
改める。

第八十七条都市課の項を削る。

第八十八条文教課の項中「県民生活部総務管理局大学企画管理室及び私学振興室」を「県

民生活部総務管理局学事室」に改め、同条環境生活課の項中「県民生活部総務管理局学事室」に改め、同条土木課の項中「画管理室及び私学振興室」を「県民生活部総務管理局学事室」に改め、同条土木課の項中「土木部」の下に「、都市部及び空港港湾部」を加え、同条都市課の項を削る。

第三章第四節第一款の二を次のように改める。

第一款の二 総合技術研究所

(名称及び位置)

第三百三十一条の二 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)第一条の規定により設置された広島県立総合技術研究所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
広島県立総合技術研究所	広島市中区基町

2 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第四条第一項の規定により広島県立総合技術研究所(以下「総合技術研究所」という。)に置かれたセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
保健環境センター	広島市南区皆実町一丁目
食品工業技術センター	広島市南区比治山本町
西部工業技術センター	呉市阿賀南二丁目
東部工業技術センター	福山市東深津町三丁目
農業技術センター	東広島市八本松町
畜産技術センター	庄原市七塚町
水産海洋技術センター	呉市音戸町波多見六丁目
林業技術センター	三次市十日市町

(業務)

第三百三十一条の三 総合技術研究所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 工業、農業、水産業及び林業に係る技術並びに保健及び環境に関する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。
- 二 工業、農業、水産業及び林業に係る技術に関する指導、研修、情報提供等を行うこと。
- 三 前条に規定するセンターの設備を利用に供すること。
- 四 依頼に応じ、試験、検査、分析、鑑定等を行うこと。
- 五 その他総合技術研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(内部組織)

第三百三十一条の四 総合技術研究所に企画部を置く。

2 次表上欄に掲げるセンターに当該中欄に掲げる生産技術アカデミー、部、広島牛改良センター、課及び分室（以下「部等」という。）を置き、当該部等の位置は下欄に掲げるとおりとする。

センター名	部等名	位置
保健環境センター	総務企画部 保健研究部 環境研究部	広島市南区皆実町一丁目
食品工業技術センター	技術支援部 生物利用研究部 食品加工研究部	広島市南区比治山本町
西部工業技術センター	技術支援部 材料技術研究部 加工技術研究部	呉市阿賀南二丁目
東部工業技術センター	生産技術アカデミー 製品設計研究部 生産システム研究部	東広島市鏡山三丁目
農業技術センター	技術支援部 材料技術研究部 加工技術研究部	福山市東深津町三丁目
畜産技術センター	総務部 総務課 業務課 技術支援部 栽培技術研究部 生産環境研究部	東広島市八本松町
水産海洋技術センター	管理課 果樹研究部 三原分室	東広島市安芸津町（ただし、三原分室は、三原市木原町に置く。）
林業技術センター	総務部 総務課 業務課 技術支援部 飼養技術研究部 育種繁殖研究部	庄原市七塚町
	広島牛改良センター	神石郡神石高原町
	総務部 技術支援部 水産研究部	呉市音戸町波多見六丁目
	総務部 技術支援部 林業研究部	三次市十日市町

（企画部、センター及び部等の分掌事務）

第百三十一条の五 総合技術研究所の企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 研究開発に係る企画及び総合調整に関すること。
- 二 技術移転の推進に関すること。

- 三 研究開発に係る予算に関すること。
- 四 研究課題等に係る評価に関すること。
- 五 総合技術研究所の知的財産に関すること。
- 六 広報及び情報発信の総括に関すること。
- 七 前各号のほか、総合技術研究所の運営に関すること。

2 総合技術研究所の各センター及び部等の分掌事務は、次のとおりとする。

保健環境センター

総務企画部

- 一 保健環境センターの庶務に関すること。
- 二 食品衛生検査施設の信頼性の確保に関すること。
- 三 広島県感染症情報センターの管理及び運営に関すること。
- 四 大気及び水質のテレメータシステムの管理及び運用に関すること。
- 五 大気汚染防止法第二十三条第一項の規定による緊急時の措置に関すること。
- 六 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。（保健環境センターの所掌に属するものに限る。次号から第十一号までにおいて同じ。）
- 七 技術支援に関すること。
- 八 研究成果の技術移転に関すること。
- 九 共同研究の推進に関すること。
- 十 情報の収集、管理及び提供の総括に関すること。
- 十一 前各号のほか、他部の所掌に属しないこと。

保健研究部

- 一 健康危機管理に係る試験研究及び検査に関すること。
- 二 人の健康に関わる細菌、ウイルス等に係る試験研究及び検査に関すること。
- 三 食品中の有害物質、医薬品、家庭用品等に係る試験研究及び検査に関すること。
- 四 環境放射能、貝毒その他保健衛生に係る試験研究及び検査に関すること。
- 五 保健に関する情報の収集、管理及び提供に関すること。

環境研究部

- 一 環境汚染事故への対応に係る試験研究及び検査に関すること。
- 二 環境保全に関わる大気、水質、騒音・振動、土壌、廃棄物等に係る試験研究及び検査に関すること。
- 三 資源循環及び環境改善に係る技術の開発に関すること。
- 四 地球環境等に係る試験研究及び検査に関すること。（他のセンターの所掌に属するものを除く。）
- 五 環境に関する情報の収集、管理及び提供に関すること。

食品工業技術センター

技術支援部

一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(食品工業技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)

二 技術支援に関すること。

三 研究成果の技術移転に関すること。

四 共同研究の推進に関すること。

五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

生物利用研究部

一 生物資源の検索、利用及び遺伝子情報の解析に係る試験研究及び技術指導に関すること。

二 発酵食品の製造に係る試験研究及び技術指導に関すること。

三 微生物利用等に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

四 食品加工研究部の所掌に属しない食品の製造用原料及び製品等の依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

食品加工研究部

一 食品の加工に係る試験研究及び技術指導に関すること。

二 食品の品質等の保全に係る試験研究及び技術指導に関すること。

三 食品の加工及び品質等の保全に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

西部工業技術センター

技術支援部

一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(西部工業技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)

二 技術支援に関すること。

三 研究成果の技術移転に関すること。

四 共同研究の推進に関すること。

五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

材料技術研究部

一 有機材料及び複合材料に係る試験研究及び技術指導に関すること。

二 資源、環境保全及びエネルギーの利用技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。

三 有機材料及び複合材料に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

四 資源、環境保全及びエネルギーに係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

五 窯業に係る技術指導及び依頼試験に関すること。

加工技術研究部

一 金属及び無機材料の加工に係る試験研究及び技術指導に関すること。

- 二 音響及び電磁波技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 三 金属及び無機材料の加工に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 四 音響及び電磁波に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

生産技術アカデミー

製品設計研究部

- 一 機械設計及び産業デザインに係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 電子工学及び電気工学に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 三 機械設計及び産業デザインに係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 四 電子工学及び電気工学に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

生産システム研究部

- 一 機械加工及び生産システムに係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 情報及び通信に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 三 機械加工及び生産システムに係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 四 情報及び通信に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

東部工業技術センター

技術支援部

- 一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(東部工業技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)
- 二 技術支援に関すること。
- 三 研究成果の技術移転に関すること。
- 四 共同研究の推進に関すること。
- 五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

材料技術研究部

- 一 有機材料及び複合材料に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 資源、環境保全及びエネルギーの利用技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 三 有機材料及び複合材料に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 四 資源、環境保全及びエネルギーに係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

加工技術研究部

- 一 機械加工及び金属加工に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 無機材料の加工に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 三 機械加工及び金属加工に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。
- 四 無機材料の加工に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

農業技術センター

総務部

総務課

- 一 農業技術センターの庶務に関する事。 (管理課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 前号のほか、他の部、課及び分室の所掌に属しないこと。
- 業務課

- 一 農作業の管理並びに農機具、農作業用資材、試験用器具及びほ場の管理に関する事。 (管理課の所掌に属するものを除く。)
- 二 副産物の管理及び処分に関する事。 (管理課の所掌に属するものを除く。)
- 三 普通作物等の原種の増殖及び配布に関する事。

技術支援部

- 一 試験研究に係る企画及び総合調整に関する事。 (農業技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)
- 二 技術支援に関する事。
- 三 研究成果の技術移転に関する事。
- 四 共同研究の推進に関する事。
- 五 技術情報の収集、管理及び提供に関する事。

栽培技術研究部

- 一 野菜等に係る試験研究及び技術指導に関する事。
- 二 花き等に係る試験研究及び技術指導に関する事。
- 三 普通作物の栽培及び特産作物の育種に係る試験研究及び技術指導並びに採種指導に関する事。

生産環境研究部

- 一 農業生産環境等に係る試験研究及び技術指導に関する事。
- 二 農作物に関する土壌及び肥料に係る試験研究及び技術指導に関する事。 (果樹研究部の所掌に属するものを除く。)
- 三 病虫害等に係る試験研究及び技術指導に関する事。 (果樹研究部の所掌に属するものを除く。)

管理課

- 一 管理課及び果樹研究部の庶務に関する事。 (職員の人事及び予算に関することを除く。)
- 二 果樹に係る農作業の管理並びに農機具、農作業用資材、試験用器具及びほ場の管理に関する事。
- 三 果樹に係る副産物の管理及び処分に関する事。
- 四 前三号のほか、果樹に関する事務のうち、果樹研究部の所掌に属しないこと。

果樹研究部

- 一 果樹に係る試験研究及び技術指導に関する事。
- 二 果樹に関する土壌及び肥料並びに病虫害に係る試験研究及び技術指導に関する事。

三原分室

中晩生柑橘類等に係る試験研究及び技術指導に関すること。

畜産技術センター

総務部

総務課

- 一 畜産技術センターの庶務に関すること。
- 二 前号のほか、他の部、課及び広島牛改良センターの所掌に属しないこと。

業務課

- 一 畜産作業及び家畜の飼養管理並びに畜産作業用資材、試験用器具及びほ場の管理に関すること。
- 二 副産物の管理及び処分に関すること。
- 三 種畜の配布に関すること。

技術支援部

- 一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(畜産技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)

- 二 技術支援に関すること。

- 三 研究成果の技術移転に関すること。

- 四 共同研究の推進に関すること。

- 五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

飼養技術研究部

- 一 乳用牛、肉用牛等に係る試験研究及び技術指導に関すること。

- 二 牛乳及び牛肉の加工、利用及び貯蔵に係る試験研究及び技術指導に関すること。

- 三 草地の造成及び管理並びに飼料作物の栽培及び貯蔵に係る試験研究並びに技術指導に関すること。

- 四 畜産環境の保全に係る試験研究及び技術指導に関すること。

育種繁殖研究部

家畜分野におけるバイオテクノロジーの開発、応用及び育種に係る試験研究及び技術指導に関すること。

広島牛改良センター

- 一 肉用牛の改良及び能力の検定に関すること。

- 二 肉用牛の受精卵及び人工授精用精液の配布に関すること。

水産海洋技術センター

総務部

- 一 水産海洋技術センターの庶務に関すること。

- 二 副産物の管理及び処分に関すること。

- 三 試験用器具資材の管理に関すること。

- 四 船舶の運航管理に関すること。

- 五 水産関係の文献及び資料を収集整理し、閲覧に供すること。

六 前各号のほか、他部の所掌に属しないこと。
技術支援部

- 一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(水産海洋技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)
 - 二 技術支援に関すること。
 - 三 研究成果の技術移転に関すること。
 - 四 共同研究の推進に関すること。
 - 五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。
- 水産研究部

- 一 かき養殖その他水産動植物の増養殖及び水産資源の管理に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 漁場等の環境保全、整備及び修復技術に係る試験研究及び技術指導に関すること。

三 水産技術の改良に係る試験研究及び技術指導に関すること。
林業技術センター

総務部

- 一 林業技術センターの庶務に関すること。
- 二 森林環境づくり支援センターの予算及び会計事務に関すること。
- 三 展示林及び樹木園の管理運営に関すること。
- 四 林業研修所及び森林資料館の管理運営に関すること。
- 五 前各号のほか、他部の所掌に属しないこと。

技術支援部

- 一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(林業技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)
- 二 技術支援に関すること。
- 三 研究成果の技術移転に関すること。
- 四 共同研究の推進に関すること。
- 五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

林業研究部

- 一 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 二 林木育種事業に関すること。
- 三 環境汚染等の森林への影響及びその対策、森林植生、山地災害防止その他森林の持つ公益的機能に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 四 林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導に関すること。
- 五 木材の性能に係る依頼試験に関すること。
- 六 木材加工に係る試験設備等の利用に関すること。

第三章第四節第一款の三から第一款の九までを次のように改める。

第一款の三から第一款の九まで 削除

第三百三十一条の六から第三百三十三条まで 削除

第七十七条の表県立広島病院の項中「透析・腎臓外科」を「透析・移植外科」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用品調達に関する事務取扱規則の一部改正)

2 用品調達に関する事務取扱規則(昭和三十年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「出納長室用度室」を「会計管理局用度室」に改める。

(職員の研修に関する規則の一部改正)

3 職員の研修に関する規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第八条第三項中「部室局」を「部局」に改める。

別表中

部室局名	幹事室名
出納長室	出納総務室

を

部局名	幹事室名
会計管理局	会計総務室

に改める。

(建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部改正)

4 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表建設工事入札契約情報広島中部台地総合開発事業所閲覧所の項を削る。